

財政健全化法に基づく室戸市の「平成20年度財政健全化判断比率等」を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月公布)で定められた平成20年度財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を公表します。

この法律のねらいは、自治体財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることにあり、国の定める早期健全化基準及び財政再生基準を超えた場合、自主的な改善努力による「財政健全化計画」及び国の関与を伴う「財政再生計画」を策定しなければなりません。算定した比率が低いほど、自治体の財政状況は健全であるということがいえます。

財政健全化判断比率

	室戸市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	14.65%	20.00%
連結実質赤字比率	6.09%	19.65%	40.00%
実質公債費比率	17.60%	25.00%	35.00%
将来負担比率	191.40%	350.00%	

実質赤字比率とは一般会計等(一般会計と一部の特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、室戸市においては赤字になっていないため数値は出ていません。(H19数値 なし)

連結実質赤字比率とは、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、室戸市においては国民健康保険事業特別会計(赤字額 4億7,618万円)、住宅新築資金等貸付事業特別会計(同 2億137万円)が赤字であり6.09%の数値となっています。(H19数値 8.25%)

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する公債費(市の借金の返済額)の標準財政規模に対する比率で、室戸市においては17.6%の数値となっています。(H19数値 17.2%)

将来負担比率とは一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率で、室戸市においては将来の主な負債として、地方債（借金）残高（130億8,762万円）芸東衛生組合や安芸広域市町村圏事務組合への負担金（18億4,355万円）職員の退職手当（25億445万円）土地開発公社の負債（9億8,778万円）などがあり、191.4%の数値となっています。（H19 数値 218.2%）

* 標準財政規模とは

自治体に通常収入される一般財源（主に市税収入や普通交付税等）の規模で、室戸市においては平成20年度の標準財政規模は55億7,982万円となっています。

公営企業資金不足比率

	室戸市の数値	経営健全化基準
資金不足比率	-	20%

資金不足比率とは、公営企業会計（室戸市においては水道事業会計）の資金不足額の事業規模（主に水道料金収入額）に対する比率で、室戸市においては資金不足が生じていないため数値は出ていません。（H19 数値 なし）

- * 平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率は全て健全化基準を下回っています。また、連結実質赤字比率及び将来負担比率も前年度より改善されています。しかしながら、前年度に引き続き連結実質赤字比率が出ていること、平成22年度に公債費のピークを迎えることから、今後も実質公債費比率が上昇する見込であることなど、財政状況は厳しい状況にあります。

本市では平成19年度に「室戸市集中改革プラン推進計画」を策定し、財政健全化に向けた取り組みをおこなってまいりましたが、今後も引き続きその取り組みを推進してまいります。

* この件に関するお問い合わせ先

企画財政課 財政班

TEL 0887-22-5113

FAX 0887-22-1120